



罰則 5万円以下の罰金



罰則
【酒酔い運転】5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
【酒気帯び運転】3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



罰則 2万円以下の罰金又は料料



罰則
【保持】6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
【交通の危険】1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



罰則 2万円以下の罰金又は料料



罰則 5万円以下の罰金

守っていますか? 自転車の ルールとマナー



罰則 5万円以下の罰金



罰則 5万円以下の罰金

※音量に関わらず、安全運転の義務に違反する可能性があります

自転車はルールとマナーを守つて安全に!

あなたの安全を
守ることができるのは、
あなた自身です

手軽で身近な乗り物として、子どもから高齢者まで幅広い年代に利用されている自転車。通勤・通学、買い物やレジャーなど、日常生活のさまざまな場面で活躍する便利な存在です。

しかし一方で、正しいルールやマナーを守らざる走行すると、自分自身がケガをしたり、周囲の人を巻き込む重大な事故につながる危険性があります。

道路交通法では、自転車は「軽車両」として位置づけられており、自動車やバイクと同じように交通ルールを守らなければなりません。自転車に乗るときは、「車の運転者」であるという自覚と責任をもち、歩行者や周囲への思いやりを忘れないことが大切です。私たち一人ひとりの小さな心がけが事故を防ぎ、誰もが安心して通行できるまちをつくります。

交通ルールと運転マナーを守り、気持ちよく、安全に自転車を利用しましょう!

ヘルメットを
着用しましょう



【問合せ】防災防犯 4階41番
☎ 06-4394-19954

●区の推計人口:59,568人(男性28,824人／女性30,744人)

●区の推計世帯数:31,032世帯 区の面積:9.43km²

※2025年10月1日現在 区役所代表電話番号:06-4394-9986

●災害や天候の影響等により、掲載の催し等が変更・中止となる場合があります。

以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

目次

- 2・3 【今月のトピックス】 ●自転車マナーアップ強化月間
- 6 【今月の特集1】 ●大阪ものづくりおもろいミライ展が開催されました
- 7 【今月の特集2・3】 ●高齢者の暮らしを支える相談場所「地域包括支援センター」
- 8 【みんなのSDGsアクション】 ●大正区青少年指導員連絡協議会